

働く権利と心身を破壊する ハラスメントへの対策



東京地評・東京労働相談センター所長 前澤 檀

労働相談は年間2629件 労働相談の特徴

東京地評・東京労働相談センターの労働相談は、月平均で219件。年間、正規身分労働者が663に対し非正規労働者は593。相談内容は、例年通りの傾向で、未払いや減額を含む賃金関係、長時間労働、解雇、ハラスメントと心身不調など。前年比では、育児・介護関係、セクハラ・パワハラ、有給休暇、退職をさせない、女性関連などが増加したが、正規非正規の差異はあまりありません。

いずれも、不利益な取り扱いをされ損なわれた権利や人格の回復のための根拠や方途を知りたくて相談に訪れたもの。言い換えれば、すべて意に染まない雇用関係上の逃れがたいハラスメントとすることができます。

ハラスメントの構造と使用者責任

以下その実態と問題点に触れていきますが、まず、これらのハラスメントの構造について述べておきます。

ここで触れる雇用関係の中で生ずるハラスメントは、一層の収奪の強化と支配の強化のために、立場上優位に立つ使用者ないしはその代理人から、下位に有る労働者へのものがほとんどですが、労働者内部でのハラスメントも多く見られます。

特に、使用者からの支配や攻撃の被害者である正規労働者が、既に平常ではない心理や身体状態にありながら、自分より下位にある非正規労働者に支配や攻撃を複製し転化し、心理的相対的に上位意識を満足させていく例が多くなっています。そして、そ

の事実を使用者は知りながら放置し、あるいは助長し、下位の被害者が異常事態に陥ろうとも、ほどほどの補正は図ったとしても、総体として職場の支配構造を維持していく、というものです。

以下に見るように、使用者とその代理人の責任は重大なものです。

相談事例より見る したい放題のハラスメント

ここ最近、大企業や有名企業における過労死やいじめ、長時間残業不払いが見聞されます。電通以外にも3ヵ月で415時間の残業不払いのドンキホーテ、1ヵ月に200時間過密労働の関西電力課長が過労自殺、朝日新聞で155時間ほかの超勤を99時間に改ざん、日本郵便のパワハラ認定で賠償命令、読売新聞で過労自殺社員の家族が労災申請、和食さとの違法残業2年分で653人に約4億円支払うなど。

当センターでも、これらの悪例に類した事例は、枚挙に暇（いとま）がないが、いくつか示しておきます。

- 残業代不払いが続くので、職場の声を代表して是正を求めたら、「君は管理者だし、働いた記録がないから、払えないよ」と（介護施設主任）。
- 出来高払い制がついていたが、6ヵ月も残業代がつかないので尋ねたら、「うちの会社に合わないようだから、辞めるか？君は、民法623条の雇用契約で労働契約法の労働契約ではないのだが、雇用保険は会社都合にしてやる。イヤなら1ヵ月先を指定するから居ても良いが、解雇予告はしたから手当は出ないよ」と（不動産業営業）。
- 派遣先への強制的直接雇用の押しつけとセット

で賃下げに（登録型派遣）。

● 長時間勤務連続で体調不良に。主治医の診断書を出したが、会社指定の医師の診断書が出ないので欠勤扱いに（ロケバス運転手）。

● 先輩からの無視、過重指示、居残り強制、報告書過多、賃金不払いでうつに。死にたい（幼稚園教諭）。

● 長年の労組の専従書記。在籍のままのワンマン委員長の暴言中傷などでうつ休職に。傷病手当の手続きをしてくれないままに過ぎて困っている。使用者責任で社長を訴えたい（組合書記）。

● 採用時に募集時給を下げられ、差額は生活保護を受けろ、と。その後、怒鳴られ、離婚原因であったDVがフラッシュバックし、うつ休職に入った直前の1ヵ月半は能率が良くなかったから、賃金を返せと。その代わりに傷病手当を取れと手続きされた（NPO職員）。

政府・財界の動向と問題点

経団連は16年11月15日、過重労働防止の徹底を会員企業に要請。今年を「働き方・休み方改革集中取り組み年」とすると言っています。安倍内閣は、9月27日に「働き方改革実現会議」を開催し、一億総活躍社会が不可欠と強調しました。同一労働同一賃金で非正規雇用の処遇改善、長時間労働を是正すると言っています。

厚生労働省は、電通事件で知られるようになった「かとく」（過重労働撲滅特別対策班）を、15年4月に東京7人大阪5人で発足させ、本年4月1日から全都道府県の労働局に、最低1人の配置をし、10月7日に初の「過労死等防止対策白書」を閣議決定し発表。10月25日には「第7回過労防止死防止対策推進協議会」で、資料を公開した。

一方、監督官定員は減り続け、非正規有期相談員が増加するのみ。他方、電通を「働きやすい企業」として認定してもいたし、解雇の金銭解決や多様な働き方拡大を追求し、労働時間法制改悪で残業代ゼロ法（過労死促進法とも）の制定を図ってもいま

す。しかも、長時間労働を規制するはずの労働基準法第36条によるサブロク協定も、1998年の大臣告示の時間外労働の限度基準（1週15時間、1ヵ月45時間、1年360時間）にもかかわらず、特別の事情が有れば「特別条項付き36協定」を結べば、この基準を超えて延長が出来る抜け穴はそのままです。

対処する上で 役立つ法律や指針を知ろう

さて、どうするか。上記の問題事例の本質は、労働契約による「安心してゆったりと働く権利である労働条件」の不利益変更です。そもそも労働契約にハラスメントを受ける義務など入っている訳がありません。労働条件の合意のない不利益変更や難題の押しつけは無効なのです（労働契約法第3条ほか）。

「残業100時間で過労死は情けない」との大学教授の発言がありましたが、使用者には、労働契約法第5条で、労働者の生命、身体等の安全を確保しつつ労働できるよう必要な配慮をするという義務があります。ハラスメントへの損害賠償請求の根拠の法律です。

すべての労働者には憲法第13条による「尊重され、生命、自由および幸福追求の権利」があり、事業者（企業）には労働安全衛生法第66条の健康診断義務以下、労働者の健康の保持増進の為の措置の第69条1項、70条の2等が定められ、厚生労働大臣もこれらの措置に関しての指針の公表が義務づけられ



電通本社の捜査に入る「かとく」

ています。

なお厚労省は、職場のいじめ・嫌がらせに関する円卓会議を開き「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言とりまとめ・職場のパワーハラスメントの定義（2012年3月）」を示しました。

セクハラについては雇用機会均等法11条1項（心の健康の保持増進のための指針）ほか、マタハラについては2017年1月以降に企業が取り組むべき防止措置の内容が厚労省指針として出されています。

では、実際に職場で、どう取り組むか

基本は、不当な扱いや押しつけには拒否をし、逆にまともな環境作りの要求を対置して行く事です。

しかし、正規も非正規もそのすべがないのが実情。労働組合がなかったり、あっても労働者には役に立たないか恐れられる存在であったりします。

労働安全衛生法第17・18・19条で、安全衛生委員会の構成では、過半数労働組合か、無ければ過半数を代表する者の推薦で指名することが定められていますが、これ自体が守られていないのが通常です。

個人での抵抗としては、労働条件の不利益変更は納得出来ないと断ること。時間外協定の有無に関わらず、長時間不払い労働や過重なノルマの押しつけ、ハラスメントの継続には、会社の方針かと確認し、当初の約束にないと言って、キチンとするように求める。心身が不調になったら、とにかく危険で不安な職場から離れ、休む方策を立てる。賃金未

払いは、労働基準法第24条違反で、不払い分は遡及して利息付き（在職中は商事法定利息6% [商法514条]、退職後は14・6% [賃金確保法6条1]）で請求できます。

以上の経過や言動の記録は、録音も使って保存すること。労基法や労安法の違反は、労働基準監督署の窓口が異常な公務員減らして、有期契約の非常勤が対応することが多いので、署へ直接行き経過を示すメモや資料とともに、相談ではなく労働基準法第104条の「申告」をすることが必要です。厚生労働省のHPから「労働基準関係情報メール窓口」で通報も可能です。

又、本人が申し立てられない状態も多いので、2002年2月に、井上美代参議院議員（日本共産党）が国会で質問書を出し、小泉首相の答弁書で、「違法状態の是正のために、家族等からの情報提供を活用」とされたので、これを持って労働基準監督署へ行く方法も活用できます。

ほとんどの職場内に、まともな労使関係を維持する仕組みが無いことが多い。しかし、地域や業種による個人加盟労働組合があるので、入れてもらい、首を守りながら、社長による遵法宣言や回復措置、コンプライアンスの徹底などを求める交渉をしていくのが良いでしょう。

（まえざわ まゆみ：東京地評・東京労働相談センター 東京都豊島区南大塚2-33-6 東京労働会館6F TEL：03-5395-3171）

ハンドブック

働くもののメンタルヘルス

働くもののいのちと健康を守る全国センター【編】

【目次】

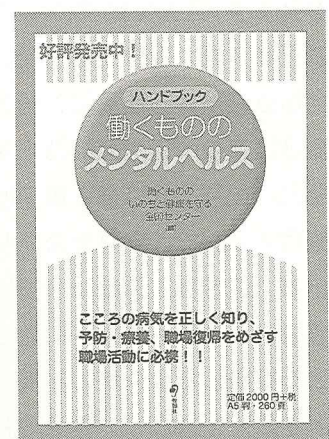
- 第1章 なぜ、こころの病気は増えるのか一働く人びとの現状
- 第2章 こころの病気の正しい知識と賢い医者へのかかり方
- 第3章 職場復帰とその支援をどうすすめるか

- 第4章 働きやすい職場・仕事づくりとメンタルヘルス調査
- 第5章 メンタルヘルス対策と労働組合の役割
- 第6章 パワーハラスメントのない職場をめざす
- 第7章 大震災時に働く人びとのメンタルヘルス
- 第8章 相談を受ける人のメンタルヘルス

📖 ご注文は全国センターへ

働くもののいのちと健康を守る全国センター

TEL 03-5842-5601
FAX 03-5842-5602



A5判並製 定価2000円